

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）天神Ⅱ地区）を行うことについて令和元年12月25日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和2年1月17日から同年2月6日まで縦覧に供する。

令和2年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造